

31年度 公文書開示状況（5月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	H31.3.8	R1.5.7	(1)平成29年7月14日付29教指管高第162号「宿泊防災訓練等における関係機関と連携した防災講話を実施する学校の決定について(通知)」(1校分) (2)平成30年6月14日付30教指管高第301号「宿泊防災訓練等における関係機関と連携した防災講話を実施する学校の決定について(通知)」(7校分)	8	1															指導部管理課	
2	H31.3.8	R1.5.7	平成29年11月6日付「施設見学の依頼について」	1	1															東京都立王子総合高等学校	
3	H31.3.8	R1.5.7	平成29年3月22日付28板有高第1436号「依頼書」	1	1															東京都立板橋有徳高等学校	
4	H31.3.8	R1.5.7	平成29年3月14日付28秋留台高第1366号「平成29年度 宿泊防災訓練における講師のお願いについて(派遣依頼)」 平成30年3月15日付29秋留台高第1478号「平成30年度 宿泊防災訓練における講師のお願いについて(派遣依頼)」	2	1															東京都立秋留台高等学校	
5	H31.3.8	R1.5.7	平成30年4月26日付30園芸高第309号「防災・減災講話および応急救護訓練講習の派遣について(依頼)」	1	1															東京都立園芸高等学校	
6	H31.3.8	R1.5.7	平成30年9月5日付30葛西工高第925号「講演(防災講和)の依頼について」	1	1															東京都立葛西工業高等学校	
7	H31.3.8	R1.5.7	平成29年6月26日付定時制進路指導部 平成29年度 1学期進路指導部行事実施要項 平成30年7月2日付定時制進路指導部 平成30年度 1学期進路指導部行事実施要項	2	1															東京都立橋高等学校	
8	H31.3.8	R1.5.7	平成29年5月15日付29小笠原高第200号 宿泊防災訓練における「防災学習」講師について(依頼) 平成30年5月1日付30小笠原高第155号 宿泊防災訓練における「防災学習」講師について(依頼) 平成30年6月22日付30小笠原高第409号 職場体験の依頼について(依頼)	3	1															東京都立小笠原高等学校	
9	H31.3.8	R1.5.7	平成30年8月28日付け「総合防災訓練での防災講話の依頼について」	1	1															東京都立立川ろう学校	
10	R1.5.8	R1.5.15	平成31年3月28日付けの中学校等別評定割合(個表) 一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の平成30年12月31日現在の評定(調査書記載の評定)状況一調査対象624校(中等教育学校、義務教育学校を含む)のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた574校	14	1															教育庁都立学校教育部高等学校教育課	
11	R1.5.8	R1.5.15	御即位当日における祝意奉表について	8	1															教育庁総務部総務課	
12	R1.5.16	R1.5.20	平成31年3月28日付けの中学校等別評定割合(個表) 一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の平成30年12月31日現在の評定(調査書記載の評定)状況一調査対象624校(中等教育学校、義務教育学校を含む)のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた574校	14	1															教育庁都立学校教育部高等学校教育課	
13	R1.5.7	R1.5.21	公立小・中学校、都立高等学校、都立特別支援学校における平成30年度卒業式及び平成31年度入学式での国旗掲揚及び国家斉唱に関する調査について(回答)(都立学校の卒業式分 340件)	340	1															教育庁指導部管理課	
14	R1.5.8	R1.5.22	1 平成31年度4月23日付31教指企第198号「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に際しての学校における児童生徒への指導について(通知)」 2 上記1の起案文	44	1															教育庁指導部管理課	
15	R1.5.14	R1.5.22	平成31年度4月23日付31教指企第198号「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に際しての学校における児童生徒への指導について(通知)」	21	1															教育庁指導部管理課	
16	R1.5.14	R1.5.23	今年9月に多摩市で総合防災訓練が行われるが、東京都が多摩市に発出した指示文書等	-				1												当該総合防災訓練の実施に伴い、現時点で東京都教育委員会が多摩市に対し、指示や依頼は行っておらず、該当となる文書は存在しないため	教育庁総務部総務課
17	R1.5.9	R1.5.23	東京都教育委員会では、インターネット上の生徒の書き込みの監視をやっていきます。 ①この監視について、父兄と生徒と同意書を取っていますか?取っていないければ人権侵害です。出してください。 ②名簿は渡していないとのことですが、件数も、はっきり報告しており、名前や学校名もきちんと特定できない状態で税金を払うなど、ありません。名前を出しているという、その文書を開示して下さい。→推定だけで税金は使えないはずですが。	-				1												①本人の意思により公表されているインターネット上の書き込み等を監視対象としているため、同意書は取得しておらず、存在しない。 ②ID・パスワードでどこの生徒か分析していないため、存在しない。	教育庁指導部管理課
18	H31.3.27	R1.5.24	1 民間の団体・施設との連携等に関する実態調査について(東京都及び都内区市町村分) 2 教育支援センター(適応指導教室)の実態調査について(東京都及び都内区市町村分)	222	1															職員個人の電子メールアドレスは、公にすることにより、業務と関連のないメールが送信される等、事務事業の適正な遂行に影響を及ぼすおそれがあるため(情報公開条例第7条第6号に該当)	教育庁指導部管理課
19	R1.5.20	R1.5.27	令和元年5月7日付31教総総第312号「平成31年度東京都・多摩市合同総合防災訓練への参加協力について(依頼)」	2	1															現時点で東京都教育委員会が各区市町村教育委員会に対し、協力依頼は行っておらず、該当となる文書は存在しないため	教育庁総務部総務課
20	R1.5.20	R1.5.27	2019年度 東京都・多摩市総合防災訓練について (2) 東京都教育委員会が各区市町村教育委員会に出した協力依頼が分かる文書	-				1												現時点で東京都教育委員会が各区市町村教育委員会に対し、協力依頼は行っておらず、該当となる文書は存在しないため	教育庁総務部総務課
21	H31.3.29	R1.5.28	1 東京都立日野台高等学校改修工事に関する計画説明会のお知らせ 2 東京都立日野台高等学校改修計画について 3 都立日野台高等学校(27)改修工事【工事期間の延長について】(平成28年11月17日付) 4 議事録(平成28年11月17日) 5 都立日野台高等学校(27)改修工事【工事期間の延長について】(平成28年11月27日付) 6 議事録(平成28年11月27日) 7 臨時保護者会での概要資料の配布について 8 都立日野台高等学校改修工事スケジュールの変更について 9 新校舎の完成について 10 都立日野台高等学校の大規模改修工事について	85	1																教育庁都立学校教育部高等学校教育課
22	H31.3.29	R1.5.28	非開示決定通知書 生徒保護者及び近隣に関する説明 起案文																	開示請求者の氏名、連絡先、発言内容、業者の社員名及び個人携帯番号については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(情報公開条例第7条第2号に該当)	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
23	H31.3.29	R1.5.28	728臨時保護者会の議事録	5	1																教育庁都立学校教育部高等学校教育課
24	H31.3.29	R1.5.28	非開示決定通知書 起案文																	開示請求者の氏名、連絡先、発言内容及び業者の社員名については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(情報公開条例第7条第2号に該当)	教育庁都立学校教育部高等学校教育課

31年度 公文書開示状況（5月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
25	R1. 5. 23	R1. 5. 31	都立八王子特別支援学校 (31) 空調設備改修工事 工事設計内訳書	76	1															教育庁都立学校教育部署営繕課	
26	H30. 10. 24	R1. 5. 31	工事の進捗状況について	3	1															東京都立日野台高等学校	
27	H30. 10. 24	R1. 5. 31	都立日野台高等学校 (29) グラウンド改修工事 工事写真 (看板 土壌汚染のお知らせ)	3		1						1								業者の社員名については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの (他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む) であるため (情報公開条例第7条第2号に該当)	東京都立日野台高等学校
28	H30. 10. 24	R1. 5. 31	工事の進捗状況について	3	1															東京都立日野台高等学校	
29	H30. 10. 24	R1. 5. 31	汚染土壌の区域外搬出届出書 (平成28年10月11日) 汚染土壌の区域外搬出届出書 (平成30年4月11日) 都立日野台高等学校 (29) グラウンド改修工事 工事写真 (看板 土壌汚染工事のお知らせ)	309		1						1	1							業者の社員名については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの (他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む) であるため (情報公開条例第7条第2号に該当) 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため (情報公開条例第7条第4号に該当)	東京都立日野台高等学校
30	H30. 10. 26	R1. 5. 31	汚染土壌の区域外搬出届出書 (平成28年10月11日) 汚染土壌の区域外搬出届出書 (平成30年4月11日)	306		1						1	1							業者の社員名については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの (他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む) であるため (情報公開条例第7条第2号に該当) 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため (情報公開条例第7条第4号に該当)	東京都立日野台高等学校
31	H30. 10. 26	R1. 5. 31	汚染土壌の区域外搬出届出書 (平成28年10月11日) 汚染土壌の区域外搬出届出書 (平成30年4月11日)	306		1						1	1							業者の社員名については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの (他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む) であるため (情報公開条例第7条第2号に該当) 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため (情報公開条例第7条第4号に該当)	東京都立日野台高等学校
32	R1. 5. 23	R1. 5. 31	31教人選第111号「平成32年度東京都公立特別支援学校における介護等体験受入決定通知書の送付について」	1	1															教育庁人事部選考課	
33	H30. 9. 20	R1. 5. 31	1 次の資料のうち、都立日野台高校以外で「当該文書が作成及び取得しておらず、存在しない。」学校 (施設の場合は施設名) を全て具体的に提示下さい。 文書・資料等 ①「工事検査調書 (完了)」②「工事設計書」③「工事設計内訳書」④「仕様書」⑤「特記仕様書」⑥「工事完了届」⑦「設計図面」⑧「工事設計内訳書」⑨「耐震改修報告書」⑩「構造計算書」⑪「耐震性能 (保証) 報告書」 2 ①右記資料を作成したにもかかわらず、現在保有・保存していない場合には (イ) 保有・保存期間、作成日 (ロ) 廃棄されている場合にはその時期 (ハ) 作成されていない場合には各、現行の耐震基準 (新耐震基準) 「建築物が保有すべき最低基準」に適合する安全性を有することが「建かめられて」いる事を証明する全ての証拠文書等を請求します。以上	-																「当該文書が作成及び取得しておらず、存在しない」学校等を示した文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため 現に保有していない文書は、確認ができないため、請求に係る公文書は存在しない。 全都立学校 (特別支援学校を除く) へ上記①～⑪の文書廃棄について確認したが、当該文書を廃棄したことを確認できる公文書は存在しない。 作成したものの現に保有していない文書については、作成されていない場合に該当しないため、請求に係る公文書は存在しない。	教育庁都立学校教育部署高等学校教育課
34	H31. 4. 1	R1. 5. 31	日野台高校校舎改修工事関連の次の事項につき具体的かつ客観的な理由根拠を提示ください。 教育庁の職員が「土壌汚染ではない。」と主張していないと「公文書」で偽証しています。係る由々しき事態を「事実」と証明する「証拠」を全て開示ください。	-																当該職員が「土壌汚染ではない」と主張していないため、請求に係る文書の作成及び取得はしておらず、存在しないとしたものである。よって、「土壌汚染ではない」と主張していないことを記録した文書は作成していないため、存在しない。	教育庁都立学校教育部署高等学校教育課
35	H31. 4. 1	R1. 5. 31	日野台高校校舎改修工事関連の次の事項につき具体的かつ客観的な理由根拠を提示ください。 日野台高校のグラウンド工事理由を生徒・保護者・教職員 (管理責任者は除く。) に一切秘匿した東京都は、別紙1にもかかわらず、「健康被害は一切問題はない。」と表明しています。その「事実」と証明する「証拠」を全て開示ください。以上	-																「健康被害は一切問題ない。」と主張したことを証明する文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁都立学校教育部署高等学校教育課
36	H31. 4. 2	R1. 5. 31	東京都は、別紙各校の耐震性能上問題が存在する為に、各年度において東京都の財政負担により、耐震補強工事を実施しました。 工事実施により、耐震性能上の安全性が確保されたと証明するのか、「非開示決定通知書」以外の「事実」を証明する全ての「証拠」 (決算文書等を含む) を開示ください。以上	-																非開示決定した内容の公文書については、現に保有しておらず、存在していないことを証明する文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁都立学校教育部署高等学校教育課
37	H31. 4. 2	R1. 5. 31	1 東京都は、別紙各校の耐震補強工事前と工事後に、具体的に耐震性能がどのレベルからどのレベルに改善されたかという数値・データ (I S値・D S値を含めたもの) によらず、何を基準に確保したと表明するのかを、証明して下さい。 (2) 資料は作成したが、現に保有していない場合①資料を廃棄した年月日、②当該文書の保有・保存期間、③資料作成の決裁文書、④廃棄の起案文 2 当該各非開示決定通知書記載内容につき耐震補強工事完了時の耐震性能を保証するデータ・数値の全て (I S値・D S値等を含んだもの) 等別紙参照が保有されていない全ての都立高校。 (2) 前記が保有されている全ての都立高校 (3) 作成されているが、保有されていない全ての都立高校 (イ) 「構造計算書」 (ロ) 「耐震性能保証書」 (ハ) 耐震補強工事前 (ニ) 耐震補強工事後 3 2が存在しなくとも耐震補強工事の安全性を担保すると称する条文、条例、建築法規、各関係行政機関等がある場合、具体的かつ客観的に 以上1～3全ての「事実」を証明する「証拠」となるものを開示ください。(決裁文書等を含む) 以上	-																(1) 耐震補強工事完了後の耐震性能に係る基準を示した文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため (2) 耐震補強工事完了時の耐震性能を保証するデータ・数値等を保有していない都立高校を示した文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため (3) 耐震補強工事完了時の耐震性能を保証するデータ・数値等が保有されている都立高校を示した文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため (4) 耐震補強工事完了時の耐震性能を保証するデータ・数値等が作成されているが、保有されていない都立高校を示した文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため (5) 耐震補強工事完了時の耐震性能を保証するデータ・数値等が存在しなくとも耐震補強工事の安全性を担保すると称する条文、条例、建築法規、各関係行政機関等を示した文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁都立学校教育部署高等学校教育課

31年度 公文書開示状況（5月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
38	H31.4.2	R1.5.31	<p>次の反論書の内容につき「情報公開請求」に基づき情報を開示してください。</p> <p>1 2に記載した内容事項を証明する全ての“事実”に基づいた“証拠”</p> <p>2 2(1)・(2)・(3)・(4)・(5)の内容事項についての文書等(各種報告書・協議書・議事録・決裁文書等)</p> <p>3 2関連の全ての文書等で当時の都立学校教育部部长に報告・供覧等された文書等の全て(メモ等を含む)の“事実”を証明する“証拠”となる文書等の全て 以上</p>	-				1											<p>(1) 反論書2に対する公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため</p> <p>(2) 2(1) 解体除却・再建築を選択しなかった理由、根拠となる文書、(2) 生徒・保護者への説明と報告書の内容が著しく相違している。との主張に対する文書、(3) 開示請求者のいう虚偽の説明をしているとの主張に対する文書、(4) 開示請求者が“すり替え”説明であるとの主張に対する文書及び(5) 校舎改修工事遅延原因の秘匿のため、作為的に告知しなかった。との主張に対する反論がある場合、生徒は親が説明会に参加しなかったから“真実”をしらなくてもいい「議事録」をもらえない理由、根拠となる文書については、作成及び取得しておらず、存在しない。なお、「生徒は親が説明会に参加しなかったから“真実”をしらなくてもいい」との記録は、存在していない。</p> <p>(3) (2)に関連する文書で、当時の都立学校教育部部长に報告供覧等された文書等は、作成及び取得しておらず、存在しないため</p>	教育庁都立学校教育部高等学校教育課